

## 財政支援団体等監査報告（第1号）

### 1. 監査等の対象

令和6年度において、俱知安町から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について選定した。

俱知安観光協会（観光商工課）

俱知安観光協会事業補助金 196,179,000円

### 2. 監査等の着眼点

補助金等の財政的援助を与えていたる団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 3. 監査等の主な実施内容

所管課及び補助団体に対しては、提出された資料に基づき内容と事務処理の状況を精査するとともに、関係書類、事業内容、資金の使途等の確認を行いました。

### 4. 監査の実施日程及び場所

令和7年10月23日（木）

俱知安町観光協会

### 5. 監査の結果

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理について是正・改善すべきものは認められず、概ね適正に取り扱われているものと認められた。

### 6. 各補助事業等に対する所見

契約の透明性：契約の透明性、特に金額の透明性について重点的に確認した。

契約相手の選定プロセス：随意契約がほとんどだと思われるが、競争入札が必要な案件もあるため、相手方をどのように選定しているか、その選定過程について説明を求め、特定の個人が選定を行うことによる問題の可能性を懸念したが、昨年と同様に7つの部会で担当者2人1組で運営していることを確認した。

二次交通などでは、複数の業者から参考見積もりを取りなど、比較検討を行っている。シャトルバスの随意契約については、シャトルバス独自の知見が必要であり、長年にわたって同じ業者が担当している経緯が説明され、それを確認した。

MICE案件では、プロポーザル方式の入札も実施しており、価格だけでなく企画内容も比較検討している。

特定の個人がすべてを決めることはなく、各部会で運営・機能させている。

最終決定は処務規定に基づき、金額に応じて権限が分けられ、高額な案件、例えばバ

スの運行に関する重要な事項などは、理事会を通して決定されている。

今後にあっても、国内観光協会の先進団体として組織を充実していくことを望む。

## 7. 総括

この監査は、地方自治法の規定に基づくものであり、俱知安観光協会の理事並びに職員及び役場観光商工課職員の出席のもとに、監査を実施した。

今後にあっても、協会自らが適正で効率的・効果的な補助金等の執行並びに事務処理に努められたい。